

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（多久市職員給与条例の一部改正）

第 1 条 多久市職員給与条例（昭和 2 9 年多久市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 0 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 多久市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年多久市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 8 条見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 9 条第 1 項第 1 号並びに第 2 1 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（多久市法定外公共物管理条例の一部改正）

第 3 条 多久市法定外公共物管理条例（平成 1 5 年多久市条例第 1 0 号）の一

部を次のように改正する。

第 2 1 条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終る」を「終わる」に改める。

第 8 条中「したがい」を「従い」に改める。

(多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 5 条 多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年多久市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「かかげる」を「掲げる」に改める。

第 4 条第 2 項中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「かかげる」を「掲げる」に改める。

第 6 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条第 5 号中「かかげる」を「掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止

前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（多久市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号。以下「整理法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされ、その判決が確定していない者又は禁錮以上の刑に処せられなかった者は、第１条の規定による改正後の多久市職員給与条例の一部を改正する条例第２０条の３第１項第１号の規定の適用にあつては、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされ、その判決が確定していない者と、第２０条の３第３項第１号の規定にあつては、拘禁刑が定められている罪につき刑に処せられなかった者とみなす。

（多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条 整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）

が定められている罪につき起訴をされ、その判決の確定前に退職をした者は、第2条の規定による改正後の多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例第17条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされ、その判決の確定前に退職をした者とみなす。

（多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）

が定められている罪につき刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、第4条の規定による改正後の多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例第4条第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなす。